

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分及び矯正措置を行いました。

1 処分対象職員

1 所 属	子ども女性相談センター
2 職 階	課長補佐級
3 年 齢	52歳
4 性 別	女性
5 事案の概要	処分対象職員は、令和8年5月27日午後6時40分ごろ、来所中の児童の行動を注意していた際に、同児童の左太もも及び頭頂部を平手で一回ずつ叩くという行為を行った。
6 処分の内容	戒告
7 処分の時期	令和8年9月9日

2 監督責任

処分対象職員の所属長に対し、書面訓告の措置を同日付で行った。